
平成30年度

警報発令時の処置

中津川市立苗木中学校

岐阜県全域、美濃地方、東濃地方、中津川市に、暴風・大雨・洪水・大雪等の警報が発令されたとき、学校では、次のように対処しますので、ご了承のうえご協力をお願いします。

I 登校前に発令された場合

- (1) 警報が発令されている場合は、原則、生徒は**自宅**で待機します。
- (2) **午前7時まで**に解除された場合は、**通常授業**を行います。
- (3) **午前10時まで**に解除された場合は、学校からの連絡（緊急連絡網・学校情報メール配信）を受けてから**登校**します。
- (4) **10時まで**に解除されない場合は、**休業日**とします。

- (注) 1 警報発令中であっても、特別な場合は、学校からの連絡（緊急連絡網・学校情報メール配信）によって登校させる場合があります。
- 2 午前10時まで警報が解除されて登校した場合、給食はあります。
ただし、簡易給食となることがあります。

II 生徒が在校中に警報が発令された場合

- (1) 警報が発令されている場合は、原則、生徒は**学校**で待機します。
- (2) 状況により、保護者に学校情報メール配信・緊急連絡網等にて連絡し、**保護者に引き渡す等の対応**を取ることがあります。